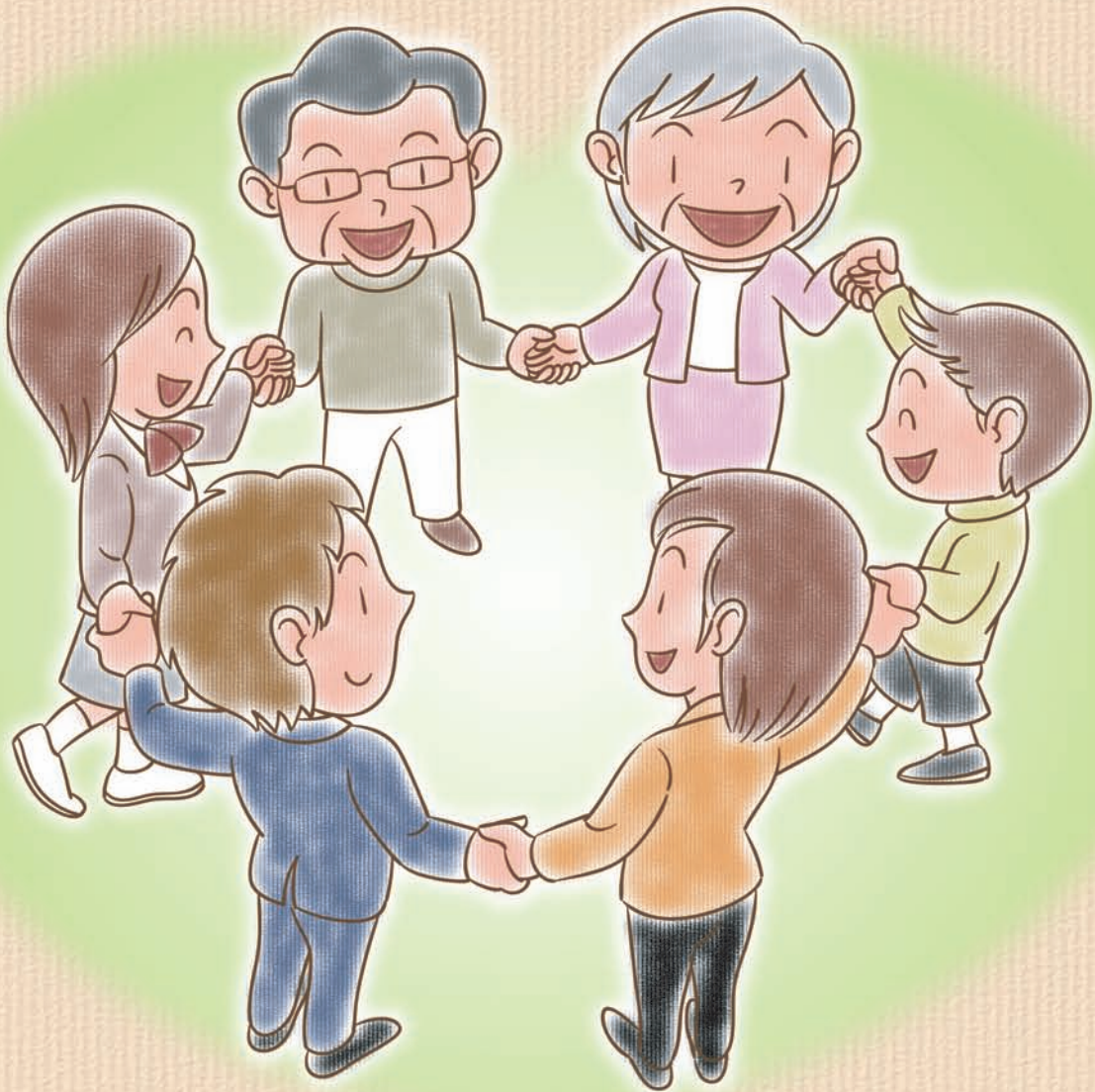


# いっしょに あしたの創り





# みんなで築く男女共同参画社会

## ～みんな 笑顔で いきいき のびのび 豊かな社会～

私たちがめざす男女共同参画社会とはどんな社会でしょうか。

男女共同参画社会の姿を描いてみました。

### 職場では



男性も女性もいきいき働いているね。



仕事と家庭が両立できる環境が整備されていると働きやすいわね。

出産・育児でしばらく休んでいたけど、働きやすい職場で安心だわ。

大変なポストだけど、やりがいもあるし充実しているわ。

育児休業から職場復帰して、バリバリがんばっているなあ。

営業の仕事は厳しいけれど、力を発揮しているわ。

今日は仕事を早く切り上げて、保育園へ子どもを迎えに行こう。



### 学校では



みんなでのびのび楽しそうね。

そうそう、そのリズム。

一人ひとりの個性が大切にされているね。



大変だけど、みんなで演奏するのは楽しいわ。

もうすぐ文化祭。みんなの息が合ってきたみたい。

そこは、こり吹くんだ。



## 家庭では



みんなで家事をすると  
楽しいよね。

家族で協力しているわね。



## 地域社会では



暮らしやすい地域にするためには、  
みんなで話し合って決めることが大切ね。

みんなで決めたことを  
みんなでやることも大切だね。



## 男女共同参画社会とは

男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる社会です。

～広島県男女共同参画推進条例 前文より～

# 広島県男女共同参画基本計画（第2次）

県は、平成13（2001）年12月に、県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「広島県男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく初めての計画として、条例の五つの基本理念を基に、県が取り組むべき施策を明らかにした「広島県男女共同参画基本計画」（以下「計画（第1次）」といいます。）を、平成15（2003）年2月に策定し、様々な施策を実施してきました。

計画（第1次）に掲げる具体的施策の推進期間が平成17（2005）年度で終了することから、具体的施策の見直しなど、計画（第1次）の改定を行い、「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。

## 広島県男女共同参画推進条例 ～五つの基本理念～

1

### 男女の人権の尊重

男女が個人として尊重され、性別による差別を受けることなく、ひとりの人間として能力が発揮できることです。

2

### 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を主体的に選択できるよう、社会の制度や慣行に配慮することです。

3

### 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保

男女が対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定の場でいっしょに考え、いっしょに決定することです。

4

### 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女は共に家族の構成員。子育てや介護など家庭のこと、仕事や学習、地域での活動など、お互いに協力することです。

5

### 国際的協調

男女共同参画を推進する国際社会での取組、地域での国際理解・交流などに協力して取り組むことです。

## 計画の位置付け

「広島県男女共同参画推進条例」、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画です。

## 計画の目標年次等

目標年次 平成22（2010）年度

具体的施策の推進期間 平成18（2006）～22（2010）年度（5年間）

## 基本的な視点

男女共同参画社会を実現するための

「しっかりとした環境を創る」	…「環境づくり」
「実践する人を創る」	…「人づくり」
「私たちが安心して暮らすことができる社会を創る」	…「安心づくり」

という三つの視点から施策を展開します。



## 重点項目

急速に変化する社会経済環境に対応しながら男女共同参画をより一層推進するため、次の項目を重点的に実施します。

### 環境づくり

男女共同参画を推進するための環境づくりとしては、働く場における環境の整備が重要です。

職場において、事実上存在している男女間の格差の解消に努めるとともに、女性の登用を積極的に推進することなどにより、男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備に取り組みます。

また、少子高齢化が進展する中で、男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備に取り組みます。特に、多様な働き方や、男性も含めた「働き方の見直し」が可能となるよう、環境の整備に取り組みます。

### 人づくり

男女共同参画を推進するための人づくりとしては、家庭、学校、地域など社会の様々な分野で、男女がお互いに協力して男女共同参画を推進するよう、啓発を行うことが重要です。

特に、少子高齢化や家族形態の多様化が進む中で、豊かで活力ある社会を築くために、男女が共に積極的に子育てに参画できるよう支援策を講じます。

### 安心づくり

男女共同参画を推進するための安心づくりとしては、だれもが安心していきいきと暮らすことができる社会を築いていくことが重要です。

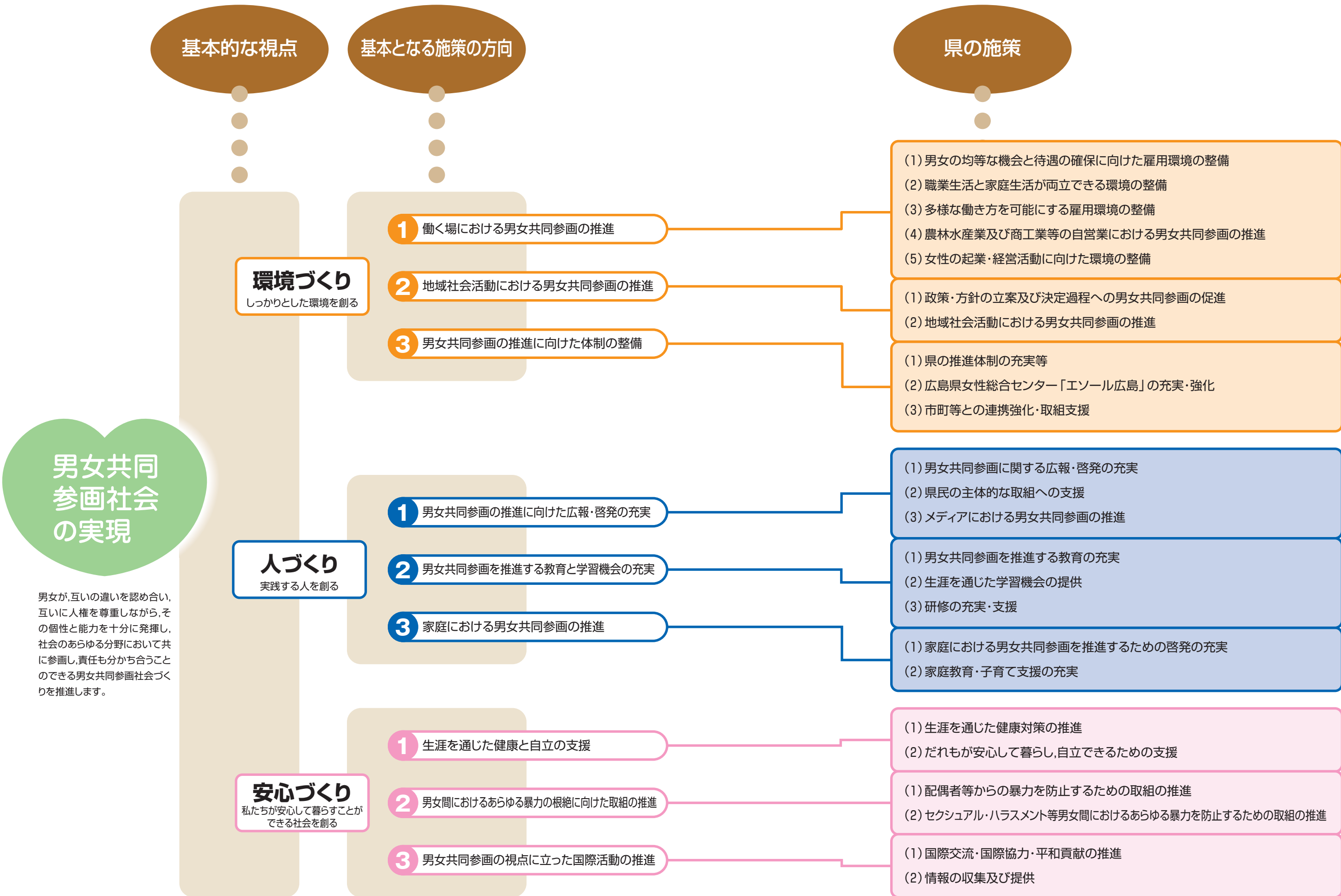
中でも、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つである配偶者からの暴力をはじめとする男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組を推進します。

## 施策の推進

「広島県男女共同参画推進本部」を中心に、各部局が連携を密にし、計画に掲げる具体的施策を着実に推進します。

施策の推進に当たっては、施策目標に関連する指標を数値化した「行動目標」を設定し、具体的施策の成果を検証することにより、計画的に実施します。

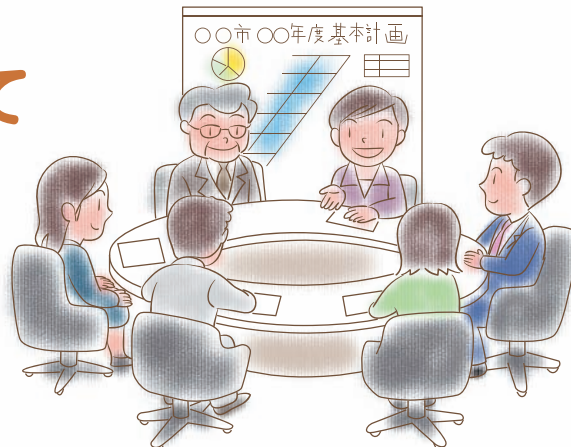
男女共同参画社会の実現に向け、県民と事業者の理解と協力のもとに、市町と連携し、施策の推進を図ります。



## だれもがいきいきと活躍できる社会をめざして

働く場や地域社会で男女共同参画を推進するためには、男女が対等なパートナーとして様々な活動に共に参画できる条件や環境を整えることが必要です。

県は、だれもが、様々な分野でいきいきと活躍できる社会をめざして、次の取組を推進します。



### 1 働く場における男女共同参画の推進

#### (1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

県、市町、民間企業、各種団体など様々な職場において、男女が対等な構成員として、個性と能力を発揮しながら働くことができるよう、雇用環境の整備を図ります。

#### (2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら、自分の意思で働くことを選択した場合にその意思が尊重され、だれもが安心して働き続けることができるよう、職業生活と家庭生活の両立に向けた環境の整備を図ります。

#### (3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

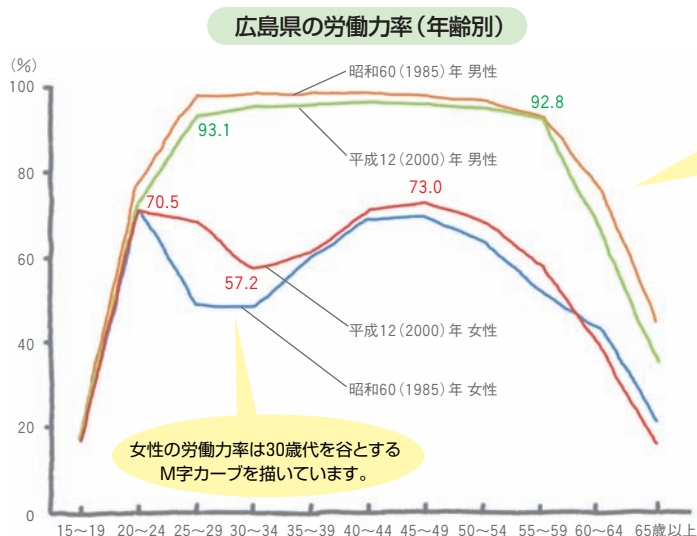
男女がそれぞれのライフスタイル等に応じ、多様で柔軟な働き方を選択でき、また、それぞれの働き方に対応できる雇用環境を整備するとともに、育児や介護等を理由とした退職者の再就職を支援します。

#### (4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

生産組織等における方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、生産、経営、家庭生活に男女が共に参画できるよう環境の整備を図ります。

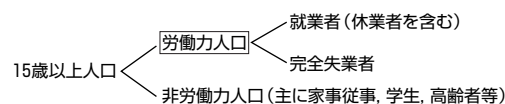
#### (5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

生産や経営の主体となる女性の生産技術や経営管理能力の向上を図るとともに、経済的な自立を促進するよう支援します。



女性は、結婚、出産を機に職場を離れ、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ人が多く、それがM字カーブの要因となっていると考えられます。

(注) 労働力率:15歳以上人口に占める労働力人口の割合



資料:総務省「国勢調査」

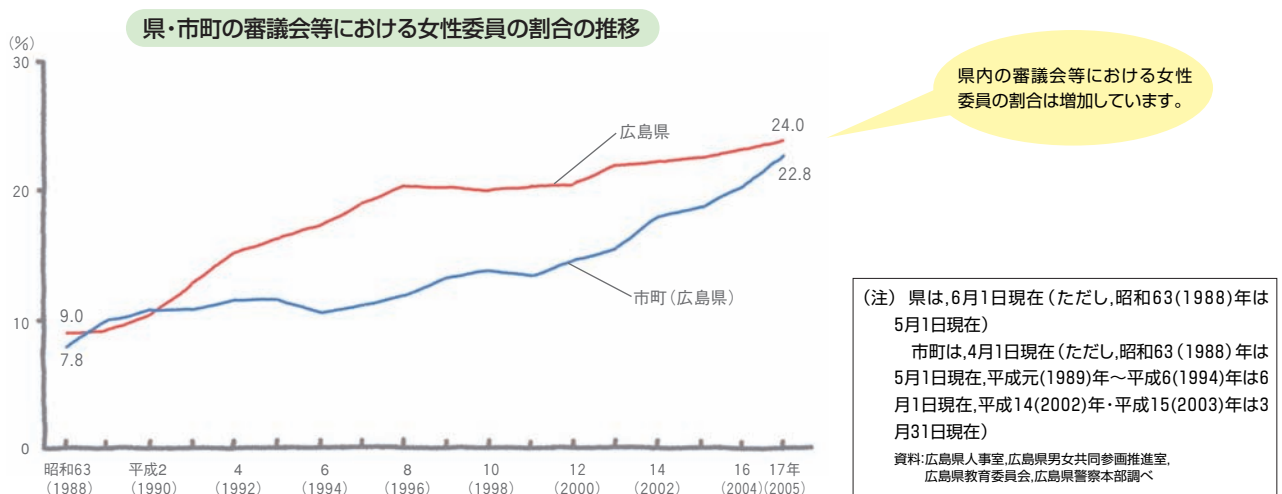
## 2 地域社会活動における男女共同参画の推進

### (1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため、県が率先して審議会等委員として積極的に女性を登用するとともに、様々な分野で方針の立案及び決定過程に男女が共に参画できるよう啓発を行います。

### (2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

豊かで暮らしやすい地域社会を築くため、男女が共に地域社会活動に積極的に参画し、男女共同参画社会づくりに向けて取り組むことができるよう支援します。



## 3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

### (1) 県の推進体制の充実等

男女共同参画社会の実現に向けて、県が率先して男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するための体制を充実・強化します。

### (2) 広島県女性総合センター「エソール広島」の充実・強化

男女共同参画社会の実現をめざす中核的拠点として、情報・研修・相談・交流等の各種事業の充実に努めるとともに、その機能強化を図ります。

### (3) 市町等との連携強化・取組支援

県内各地域で男女共同参画に関する取組が推進されるよう、市町等との連携を強化し、情報提供や取組支援を行います。

また、県内のNGO、NPO、ボランティア等が男女共同参画の推進のために実施する主体的な取組を支援します。

広島県女性総合センター  
「エソール広島」

財団法人広島県女性会議により運営されています。

財団法人広島県女性会議 〒730-0043 広島市中区富士見町11番6号  
電話 082-242-5262 ファクシミリ 082-240-5441  
URL <http://www.essor.or.jp> メールアドレス [essor@essor.or.jp](mailto:essor@essor.or.jp)



## だれもが希望を持って活動できる社会をめざして

男女がお互いに協力して男女共同参画を推進するためには、男女共同参画についての理解が深まる必要があります。県は、県民一人ひとりが、いきいきと学び、希望を持って活動できる社会をめざして、次の取組を推進します。



### 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

#### (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

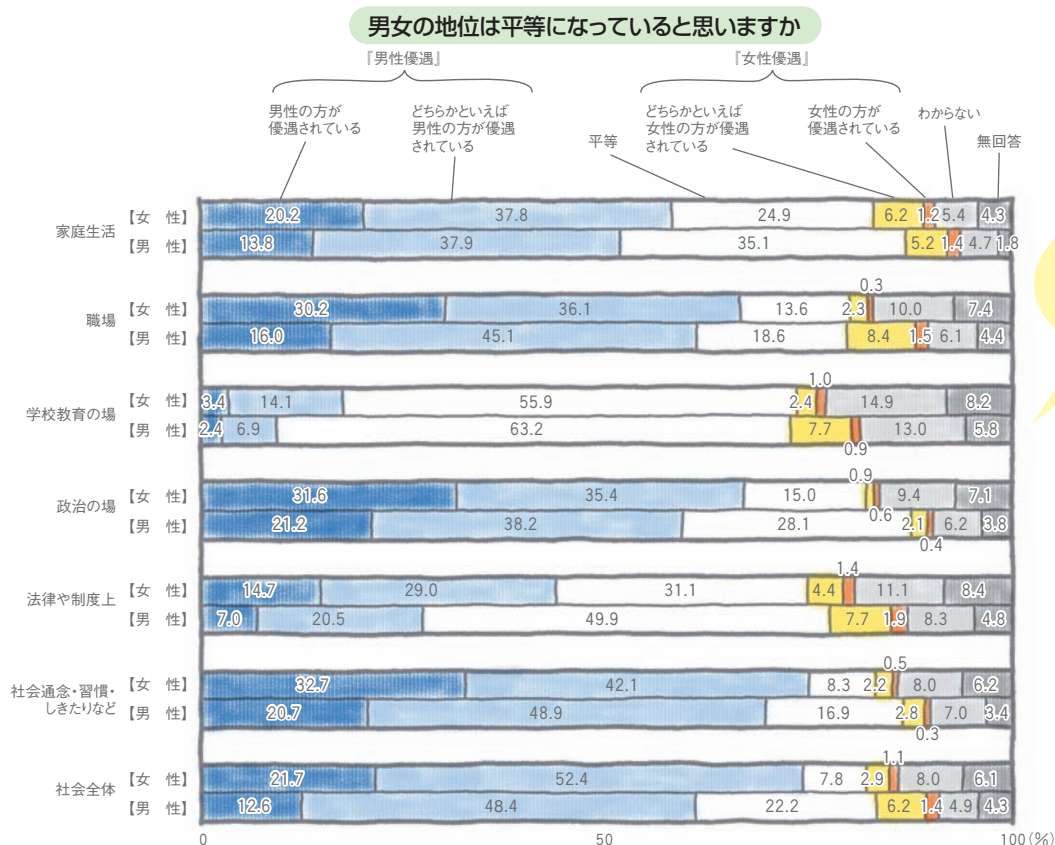
男女共同参画の推進に向け、県民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、多様な機会を通じて広報・啓発を行います。

#### (2) 県民の主体的な取組への支援

県民が、男女共同参画の推進に向け積極的な取組ができるよう、広報・啓発を行います。

#### (3) メディアにおける男女共同参画の推進

社会に対して大きな影響力を持つメディアに対して、人権尊重の視点に立った自主的な取組が行われるよう働きかけます。



「学校教育の場」と「法律や制度上」を除くすべての分野で、男女共に50%を超える人が「男性優遇」と回答しています。

(注) 調査対象は、県内在住の満20歳以上の県民2,000人  
資料: 広島県「広島県政世論調査」(平成17(2005)年度)

## 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

### (1) 男女共同参画を推進する教育の充実

子どもの発達段階に応じて、一人ひとりの個性を尊重しながら、男女共同参画に関する教育を推進するとともに、望ましい勤労観・職業観などを身に付けることができるよう、キャリア教育の充実を図ります。

### (2) 生涯を通じた学習機会の提供

県民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、生涯を通じて学習することのできる機会を提供します。

### (3) 研修の充実・支援

様々な分野で、男女共同参画を推進するための研修の充実を図ります。

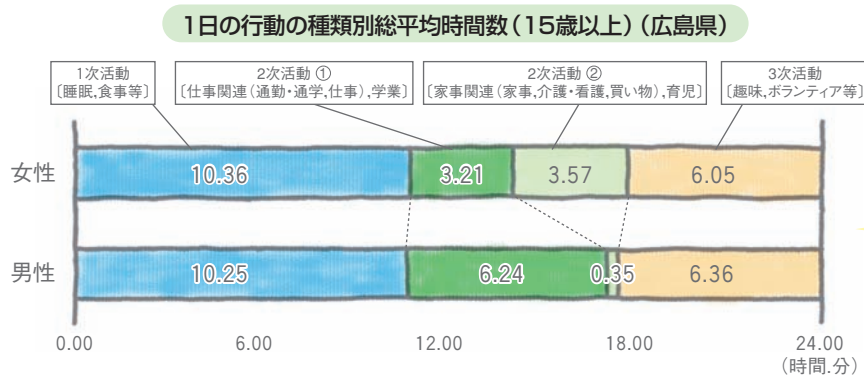
## 3 家庭における男女共同参画の推進

### (1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実

家庭生活において、家族が相互の理解と協力のもとに、家族の一員として家事や子育て、介護などの責任を果たすことができるよう、啓発の充実を図ります。

### (2) 家庭教育・子育て支援の充実

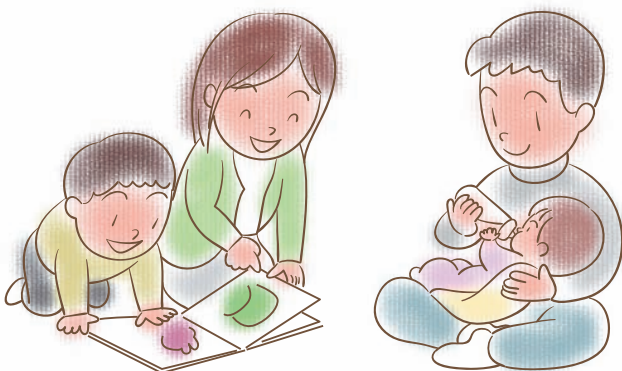
みんなで支え合う子育て支援社会をめざして、家族をはじめ地域社会全体で、教育や子育てに取り組むことができるよう、男女共同参画の視点に立ち、「未来に輝くこども夢プラン」を着実に推進します。



(注) 1次活動:睡眠,食事など生理的に必要な活動  
2次活動:仕事,家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動  
3次活動:1次,2次活動以外の各人が自由に使える時間における活動  
資料:総務省「社会生活基本調査」(平成13(2001)年)

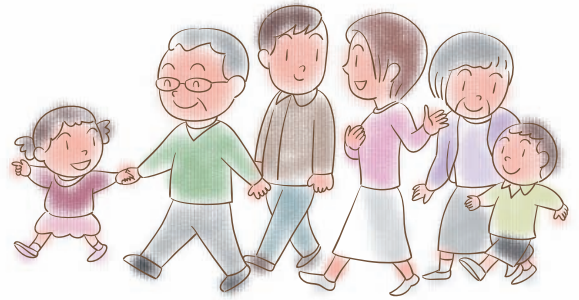
#### 未来に輝くこども夢プラン

子どもが健やかに生まれ,育成される環境づくりを推進する上での基本理念,基本的視点及びその実現に必要な施策を明らかにしたもので,次世代育成支援対策推進法に基づく県の行動計画です。



## だれもが 安心して暮らせる社会を めざして

男女が生涯を通じて、心身ともに健康で自立しながら、社会参画できるよう安全と安心を確保することが必要です。県は、だれもが安心していきいきと暮らせる社会をめざして、次の取組を推進します。



### 1 生涯を通じた健康と自立の支援

#### (1) 生涯を通じた健康対策の推進

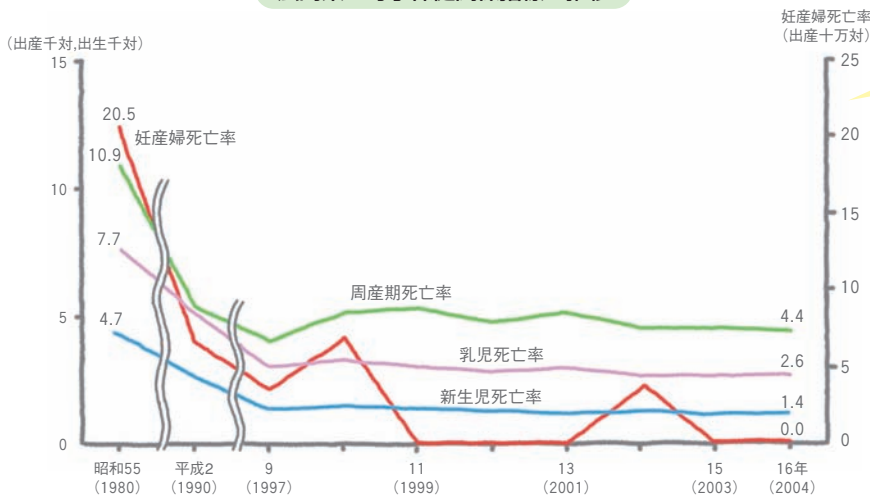
男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう、男女共同参画の視点に立ち、県民一人ひとりのライフステージに応じた健康対策を推進するとともに、妊娠・出産にかかわる女性の健康支援の充実を図るため「健康ひろしま21」を着実に推進します。

#### (2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

豊かで活力ある社会を築くため、高齢者や障害者の社会参画が促進されるよう、男女共同参画の視点に立ち、「ひろしま高齢者プラン(平成18~20年度)」、「広島県障害者プラン」を着実に推進します。

また、防災・災害復興に当たっての様々なニーズに対応できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を整備します。

広島県の母子保健関係指標の推移



周産期、乳児、新生児及び妊産婦の死亡率の動向を見ると、いずれの指標も低下してきていますが、近年では横ばい傾向にあります。

(注) 周産期: 妊娠22週から生後1週間未満の期間  
資料: 厚生労働省「人口動態統計」

#### 健康ひろしま21

県民一人ひとりが健康でいきいきと社会の中で暮らし、生涯を通じて社会参加ができる健康長寿の実現をめざし、県民が主体的に取り組む健康づくり運動を総合的に推進するための計画です。

#### ひろしま高齢者プラン(平成18~20年度)

老人保健福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し、本県において必要とされる高齢者福祉保健サービス及び介護サービスの整備目標と提供体制等を定めたもので、市町の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画です。

#### 広島県障害者プラン

障害者の生活全般にかかわる幅広い施策の一層の展開を図るため、障害者施策の基本的方向と推進方策及び福祉サービスの目標等を定めたもので、基本計画及び重点実施計画が一体となったプランです。



## 2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

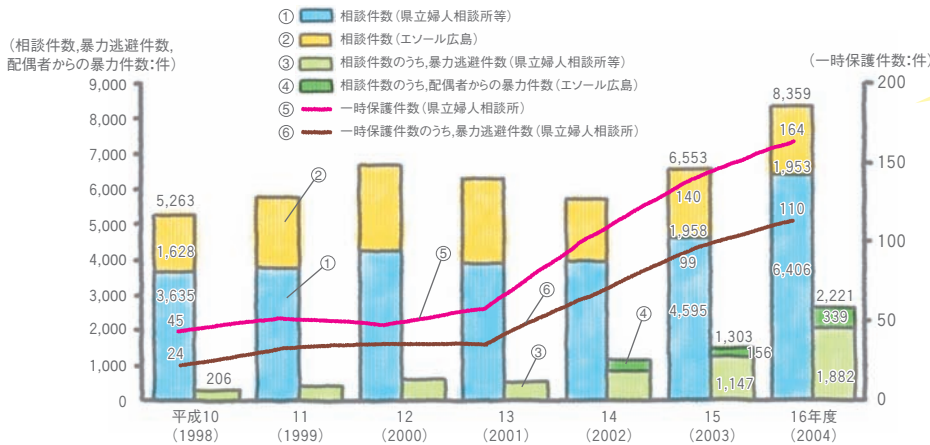
### (1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

配偶者等からの暴力を防止し被害者を保護するための計画を策定し、関係機関との連携により、総合的に施策を実施します。

### (2) セクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる暴力を防止するための取組の推進

学校、職場、地域社会などでだれもが安心して暮らすことができるよう、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春など、人権を侵害する様々な暴力の防止に向けた取組を推進します。

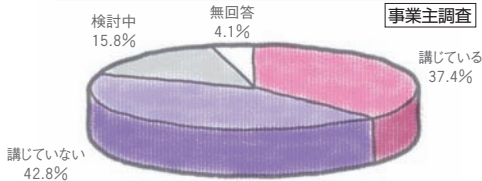
県立婦人相談所等、「エソール広島」における相談件数等の推移



相談件数は近年増加傾向にあります。特に暴力に係る相談件数はDV防止法施行後、大幅に増加しています。

(注) 相談件数：電話相談、面接相談を加えたもの  
暴力逃避件数：配偶者等、子、親、その他の親族及びその他の者による身体的、精神的又は性的暴力被害に関する相談件数を計上している。ただし、平成15(2003)・16(2004)年度の一時保護件数のうちの暴力逃避件数は、配偶者からの暴力件数のみを計上している。  
配偶者からの暴力件数：平成14(2002)年度から集計している。  
資料：県立婦人相談所等、広島県福祉保健部  
調べ 「エソール広島」：(財)広島県女性会議調べ

セクシュアル・ハラスメント防止対策の有無



セクシュアル・ハラスメント防止対策を講じている事業主は37.4%です。

(注) 調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社  
資料：広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成17(2005)年度)

#### DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成13(2001)年に施行されました。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫やパートナーなどからの身体的、経済的、性的、精神的暴力などをいいます。

平成18(2006)年度にDV防止法に基づき「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する広島県基本計画(仮称)」を策定予定です。

## 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

### (1) 国際交流・国際協力・平和貢献の推進

男女共同参画の視点に立って、「ひろしま国際施策推進プラン2010」を着実に推進します。

### (2) 情報の収集及び提供

国際社会における取組に協調した施策展開を図るための情報収集・情報提供に努めます。

#### ひろしま国際施策推進プラン2010

本県の国際施策推進の目標、施策展開の基本方向等を明確にするとともに、県民、市町、NPO・NGOなどと連携・協働し、国際施策を総合的・効果的に推進するための中期的な基本指針です。

注意事項：百分率の合計については、四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

# 計画に掲げる具体的施策の行動目標一覧

基本的な視点	基本となる施策の方向	県の施策	指標名	現況値 (年度)	目標値 (年度)
環境	●働く場における男女共同参画の推進		■職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備		
			一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合(大企業) <sup>※1</sup>	95.9% H17(2005)	100% H21(2009)
			一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合(中小企業) <sup>※1</sup>	3.3% H17(2005)	25% H21(2009)
			育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	86.5% H17(2005)	100% H21(2009)
			ファミリー・フレンドリー企業表彰	9企業 H17(2005)	18企業 H21(2009)
			ファミリー・サポート・センター実施か所数	10か所 H17(2005)	20か所 H21(2009)
			低年齢児保育受入児童数	18,435人 H17(2005)	20,621人 H21(2009)
			延長保育実施か所数	339か所 H17(2005)	398か所 H21(2009)
			放課後児童クラブ実施か所数	428か所 H17(2005)	449か所 H21(2009)
		■農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進			
			女性の農業委員数	30人 H17(2005)	46人 H22(2010)
			家族経営協定の締結数	101件 H16(2004)	328件 H22(2010)
		■女性の起業・経営活動に向けた環境の整備			
			農山漁村における農林水産物加工等に係る女性の個人経営	44人 H16(2004)	100人 H22(2010)
			農山漁村における農林水産物加工等に係る女性のグループ経営	160グループ H16(2004)	300グループ H22(2010)
人	●地域社会活動における男女共同参画の推進				
		■政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進			
			県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合(全審議会)	24.0% H17(2005)	30% H22(2010)
			(法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会 <sup>※2</sup> を除く。)	29.5% H17(2005)	35% H22(2010)
			ひろしま女性大学修了生累計	803人 H17(2005)	1,000人 H22(2010)
		■地域社会活動における男女共同参画の推進			
			NPO法人数(人口10万人当たり)	11.3法人 H16(2004)	17法人 H20(2008)
		●男女共同参画の推進に向けた体制の整備			
		■市町等との連携強化・取組支援			
			男女共同参画計画を策定した市町の割合	47.8% H17(2005)	100% H22(2010)
こども	●男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実				
		■男女共同参画を推進する教育の充実			
			長期職場体験実施校の割合(公立中学校)	14.7% H17(2005)	60% H20(2008)
			最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合(県立高校)	23.7% H16(2004)	40% H20(2008)
		■生涯を通じた学習機会の提供			
			ひろしままなびネットへのアクセス件数	68,833件 H16(2004)	90,000件 H20(2008)
おとな	●家庭における男女共同参画の推進				
		■家庭教育・子育て支援の充実			
			地域子育て支援センター実施か所数	77か所 H17(2005)	104か所 H21(2009)
		●生涯を通じた健康と自立の支援			
	■生涯を通じた健康対策の推進				
		小児救急医療体制が確保されている二次保健医療圏域数	6圏域 H17(2005)	7圏域 H20(2008)	
		周産期死亡率(人口千人当たり) <sup>※3</sup>	4.4人(全国9位) H16(2004)	全国1位 H20(2008)	
	■だれもが安心して暮らし、自立できるための支援				
		小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)提供量	0人 H17(2005)	2,408人 H20(2008)	
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む)定員数	2,048人 H16(2004)	3,976人 H20(2008)	
		障害者グループホーム定員数 <sup>※4</sup>	291人 H16(2004)	平成18(2006)年度に設定	
		消防団員のうち女性の占める割合	1.1% H17(2005)	7.8% H22(2010)	

※1 ここに掲げる「大企業」とは従業員301人以上の企業、「中小企業」とは従業員100人以上300人以下の企業をいう。

※2 5審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。

※3 妊娠22週から生後1週間未満の期間における人口千人当たりの死亡率で、数値の低い方からの順位。

※4 障害者自立支援法の施行により、平成18(2006)年10月から新たな事業体系に移行するため、指標名等を変更する予定。

## 男女共同参画に関する動き

年	国際機関等	国	広島県
昭和50年 (1975)	国際婦人年 ●国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	●総理府に「婦人問題企画推進本部」, 「婦人問題担当室」設置	
昭和52年 (1977)		●「国内行動計画」策定	●女性行政の総合窓口を「青少年婦人対策室」に設置 ●「婦人問題行政連絡協議会」設置
昭和54年 (1979)	●「女子差別撤廃条約」採択(第34回国連総会) (1981(昭和56)年発効)		●「青少年婦人課」設置 (「青少年婦人対策室」改組)
昭和55年 (1980)	●「国連婦人の十年」中間年世界会議開催 (コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	●「女子差別撤廃条約」署名 (昭和60年批准,発効)	●「広島県婦人対策推進会議」設置 ●推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出
昭和56年 (1981)		●「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和57年 (1982)	1976 ~ 1985		●広島県新長期総合計画に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定
昭和60年 (1985)	●「国連婦人の十年」最終年世界会議開催 (ナイロビ) 「(西暦2000年に向けての) 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	●「国籍法」改正,施行 ●「男女雇用機会均等法」公布 (昭和61年施行)	
昭和61年 (1986)			●広島県発展計画に「婦人対策の推進」の項目設定 ●婦人総合センター基本構想発表 ●「広島県婦人対策推進懇話会」設置
昭和62年 (1987)		●「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定	
昭和63年 (1988)			●懇話会「婦人対策の推進のために～男女共同参加型社会システムへの転換～」提出 ●「広島県女性プラン」策定 ●「財団法人広島県女性会議」設立
平成元年 (1989)			●広島県婦人総合センター「エソール広島」開館
平成2年 (1990)	●国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
平成3年 (1991)		●「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画(第一次改定)」策定 ●「育児休業法」公布 (平成4年施行)	●「青少年女性課」設置 (「青少年婦人課」改組) ●「広島県女性対策推進懇話会」設置
平成4年 (1992)			●懇話会「男女共同参加型社会の構築を目指して」提言 ●「広島県女性プラン(第一次改定)」策定
平成6年 (1994)		●総理府に「男女共同参画室」設置 ●「男女共同参画推進本部」設置	●「広島県婦人総合センター」を「広島県女性総合センター」に名称変更
平成7年 (1995)	●第4回世界女性会議及びNGOフォーラム開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	●「育児休業法」改正,「育児・介護休業法」公布,一部施行(平成11年全面施行)	
平成8年 (1996)		●「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9年 (1997)		●「男女雇用機会均等法」改正 (平成10年一部施行,平成11年全面施行)	
平成10年 (1998)			●懇話会「21世紀への男女共同参画社会づくりのために」提言 ●「広島県男女共同参画プラン」策定 ●「広島県男女共同参画推進本部」設置
平成11年 (1999)		●「男女共同参画社会基本法」公布,施行	●「広島県男女共同参画懇話会」設置
平成12年 (2000)	●国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」,「成果文書」採択	●「男女共同参画基本計画」策定	
平成13年 (2001)		●内閣府に「男女共同参画会議」,「男女共同参画局」設置(中央省庁再編) ●「DV防止法」公布,一部施行 (平成14年全面施行)	●「男女共同参画推進室」設置 (「青少年女性課」改組) ●懇話会「男女共同参画に関する条例制定に向けての基本的な考え方について」提言 ●「広島県男女共同参画推進条例」公布 (平成14年施行)
平成14年 (2002)			●「広島県男女共同参画審議会」設置 ●審議会に「広島県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画に盛り込むべき事項」諮問 ●審議会答申
平成15年 (2003)		●「次世代育成支援対策推進法」公布,一部施行 (平成17年全面施行)	●「広島県男女共同参画基本計画」策定
平成16年 (2004)		●「DV防止法」改正,施行	
平成17年 (2005)	●第49回国連婦人の地位委員会開催 (国連「北京+10」世界閣僚級会合,ニューヨーク)宣言文採択	●「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	



編集・発行 広島県(環境生活部管理総室男女共同参画推進室)  
〒730-8511 広島市中区基町10番52号  
電話 082-228-2111(代表)  
<http://www.pref.hiroshima.jp/>

(表紙)

ハートの中で手を取り合い輪になっている姿は、みんなで  
いっしょに「あした」を創っていくため、互いに協力し、尊重し  
合う「男女共同参画社会」の姿をイメージしたものです。



古紙配合率100%再生紙を使用しています